

芽室西小学校いじめ防止基本方針

芽室町立芽室西小学校

「いじめ」の定義(文科省の定義)

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

※児童の立場に立った実態把握が必要となる。また被害側の児童とともに加害側の児童、周辺児童からの正確な実態把握が重要である。

1 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条)と本校の基本認識

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

上記の理念のもと、本校では「他者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。」という考えを持つ。また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、下記のように「いじめ防止基本方針」を策定した。

—学校いじめ防止基本方針—

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と相手を思いやる気持ちを育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、授業、遊び、ネット環境など、常に子ども達の様子に気を配る。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内はもとより、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

○学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 学校いじめ対策組織

- (1) 名称 : 芽室西小学校いじめ対策委員会(特別委員会)
- (2) 構成員 : 校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、学校運営地域協力者会議役員、PTA三役
- (3) 会議 : 4月(計画会議)、3月(反省会議)、1, 2学期末、その他必要に応じて開催する。
*学校運営地域協力者会議役員とPTA三役については、4月、3月、その他必要に応じて出席を要請する。 → 教頭が要請。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
校長、教頭、生徒指導部(問題行動対策担当)、学級担任、養護教諭
(場合によって、教科担任やT・Tも担当者とする)

4 いじめの未然防止と早期発見のための取り組み

- (1) より良い学級経営、学年経営、学校経営
 - ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
 - ・児童に基礎、基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。
 - ・教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない」、「見て見ぬふりは、いじめに加担している」ことを児童に認識させるように努める。
 - ・ネットトラブルなどが増加していることから、情報モラル教育に力を入れる。
- (2) いじめの認識
「どの学校、学級、児童にも起こりうる」という強い自覚をもつ。
- (3) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケートを実施する。
- (4) 児童観察による情報収集
学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動や行動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導部はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。
- (5) 家庭との連携
必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (6) 教育相談体制の整備
 - ・いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。
 - ・実施計画、情報分析や対応策策定については、生徒指導部が主体となって行う。
 - ・スクールライフアドバイザーとも連携する。
- (7) いじめへの様々な対応
いじめ問題への対応を確実なものとするため、気になる児童に声かけをすることや様子を見るなど、状況に合わせた対応をとる。

5 いじめの早期解決に向けての取り組み

- (1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、解決に向けた事実確認と指導の方針について、担任や管理職が家庭に説明する。並行して、町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 事情聴取、整理、対応策の検討、教職員の調整など、「いじめ対応チーム」の役割を明確にする。
- (3) 迅速に事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応窓口は教頭に一本化し、公開できる情報を整理しておく。また、町教育委員会と連携して、誠意ある公平な対応をする。

6 いじめ防止のための研修の充実

研修講座等、校外の研修会に参加し、その研修情報を校内教職員に提供をする。

7 授業における連携の重視

- (1) 各教科
それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取り組みを基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。
- (2) 特別な教科 道徳
道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで、教師と児童、児童同士の共感的な関係を深め、豊かな体験を通して内面を鍛える。
- (3) 特別活動
学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心を育む。
- (4) 総合的な学習の時間
体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、社会の中の多くの人とかかわらせる。その中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8 いじめ対策の検証・改善

いじめ対策の取り組みについては、迅速な対応が求められることから、短期間で検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針は学校がよりで公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、管理職が説明責任を果たす。